

障害者 福祉情報

127号 2011年3月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7

クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm

障害者雇用の拡大に向けて ～障害者雇用促進面談会が開催されました～

障害者の就業機会の拡大と雇用の安定を図ることを目的とした障害者雇用促進面談会（福岡地区）が、2月23日、福岡市博多区の福岡国際会議場で開催され、43社から事務や清掃等の求人64件があり、382人の求職者が参加しました。

同面談会は、福岡県と福岡労働局等との主催により、毎年県内4地区（北九州・福岡・筑豊・筑後）で開催されています。

福岡労働局によると、平成22年6月1日現在、県内の民間企業で雇用されている障害者は、10,307.5人であり、このうち身体障害者は8,610人（84%）、知的障害者は1,513人（15%）、精神障害者は184.5人（1%）です。実雇用率は1.71%、法定雇用率達成企業の割合は51.1%であり、昨年度に引き続き全国平均47.0%を上回っています。

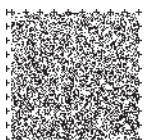
平成21年度のハローワークを通じた障害者の就職件数は、過去最高の1,965件、なかでも精神障害者の就職率が増加しています。

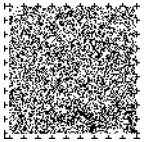
平成20年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正に伴い、障害者雇用に取り組む企業が増えていますが、働く意欲のある障害者も増えているため、就職先の確保が必要です。

少しでも多くの障害者が就職できるよう、就職先の新規開拓とともに、このような面談会等の開催が積極的に行われることを期待します。

もくじ／通巻127号

- ・ 障害者雇用促進面談会が開催されました 1
- ・ 障害者が「あたりまえ」に働くために 2～3
- ・ ご存知ですか？ 高次脳機能障害支援事業 4～5
- ・ 障害者の消費者トラブル防止 6～7
- ・ ほんだな 8





障害者が 「あたりまえ」に 働くために

～サンアカアTOTOの現場から～

平成20年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、昨年7月から障害者雇用納付金制度の適用対象が中小企業に拡大されるとともに、短時間労働者が雇用義務の対象に加えられ、障害者雇用の一層の促進が図られることとなりました。

今回は、重度障害者の雇用に積極的な特例子会社サンアカアTOTOを取材し、障害者雇用の取り組みをお伝えします。

特例子会社とは、厚生労働大臣の認定を受けることにより、その子会社で雇用されている者を親会社で雇用しているものとみなして、障害者雇用を算定できる制度です。認定を受けるには、5人以上の障

害者を雇用し、かつ全従業員に占める割合が20%以上であること、障害者の雇用管理を適正に行う能力を有することなど、一定の要件を満たす必要があります。

特例子会社には、雇率算定上のメリットだけでなく、事業主にとっては、職場定着率が高まることで、生産性の向上が期待できます。

また、障害者にとっては、雇用機会の拡大が図られ、障害者に配慮された職場環境の中で、個々人の能力を発揮する機会が確保される等のメリットがあります。

サンアカアTOTOが考える 「自立」とは

県内には8つの特例子会社があり、その中のひとつサンアカアTOTOは、障害のある方が元気に働く会社です。

同社は、TOTOの特例子会社で、重度障害者の雇用促進を目的に1994年に第三セクターとして

北九州市に設立されました。

社員51人のうち、41人が身体または知的に障害のある方で、33人が重度障害のある方です。

同社では、①お金をかけずに知恵をつかう②徹底手元化③改善を継続するための仕掛けを行うという3つの理念を掲げています。

また、自分のことは自分でできるようにすることが「自立」することだと考えます。

このため、なるべくお金をかけずに職場の安全性・効率性が図られるよう、社員一人ひとりが知恵を出し合って取り組んでいます。

安全に仕事をするために

社員には、車いすや杖利用者が多くいるため、建物内のいたるところに転倒や接触事故を防止するための工夫・配慮がされています。

たとえば、玄関には車いすのタイヤが2回転半する長さのマットが敷いてあります。

これは雨の日に歩行者が転倒し

ないようにするため
のものです。

また、玄関の自動ドア下にはマークをつけ、車いすの接触を防いでいます。

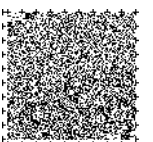
社員同士の接触事故を防ぐため、物を積み上げる高さを制限し、工場内の各柱に積み上げ可能な高さの目印をつけるなど、死角をつくらないように注意をしています。

効率的に仕事をするために

社員の多くが重度身体障害者であるため、極力移動を減らし、自分の作業台で作業を行えるよう、各人が自分の状態にあう作業台や台車を考え、工夫しています。

また各作業台には、現在の進捗状況が示される札（順調・遅れ気味など）と生産率のグラフが掲示されており、壁には、職員の体調等がわかる札が吊り下げられています。

こうすることで、各リーダーが部下の状況を簡単に把握でき、その日





社員の名札の上にかぶせて状況がわかるようにしています。

の仕事の配分を調整しています。

会社の「義務」とは

自分の必要なものは自分で考え、つくる、会社は個人レベルではできないことをサポートするという考えのもと、社員一人ひとりが知恵を出し話し合い、皆でよりよい仕事ができるように努めています。

総務の花田課長は、「障害者を雇用する側としての義務は、その人のことを理解し、事故やトラブルを防ぐ配慮や工夫をすること」、また、「それぞれ得意分野、不得意分野があるため、得意分野と

仕事とのマッチングを努力して行うこと」と話されます。

社員の仕事観

同社では、いい点があれば「あつぱれシール」を、改善すべき点があれば「気づきシール」を使って社員への指導を行っています。

自分の仕事をきちんとみてもらえることで、社員の仕事への意欲が高まるそうです。

【社員Aさんの話】

障害があるからといって周りが気を遣いすぎると、人は誰しも甘えてしまいます。私は周囲に、障害をその人の特徴として自然にとらえてほしいと思います。本人は困ったことがあれば相談するだろうから、申し出がない限りはそつと見守る関係がよいのではないのでしょうか。

【社員Bさんの話】

親に心配をかけないためにも、働いて自立しなければならぬと思う人は多いのではないのでしょうか。これからこの職場にも、他の職場にも働ける障害者が増えて欲しいと思います。自分が頑張ることで、養

護学校の後輩に勇気を与えることができれば嬉しいです。

【社員Cさんの話】

この職場は、社員同士がさりげない気遣いができる働きやすい職場です。働くうえでまず必要なのは、自分自身のことを理解し、それを周りにPRすることだと思います。

完全バリアフリーをめざして

同社の建物や取り組み、社員の方のお話から、ハード面でもソフト面でもバリアをなくそうとされている様子がうかがえました。全社員が「障害の有無にかかわらず働くうえでは一緒だ」という意識をもっておられるようでした。

障害のある方は、できること、できないことをはっきりと主張して、溶け込む努力をし、問題が起きた場合は、皆で集まって前向きに議論をし、皆で一緒に汗を流しながら解決策を見いだしてこられたそうです。

現在同社では、これまでの経験に基づいたアドバイスを、障害者雇用

を予定している企業に対して行っています。

また、障害者雇用への理解を深めてもらうため、「あたりまえ」に働く障害者をもっと増えてほしいという願いをこめて、一般の方に対する工場見学を実施しています。

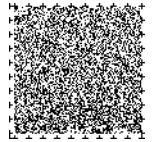
ハローワーク等の就労支援機関では、事業主に対する具体的な相談に応じ、障害者雇用の拡大に向けた支援を行っています。

また、福岡県でも、特例子会社を検討している企業に対する相談窓口を設置し、設立に関するアドバイスや障害者人材の確保・定着に向けた支援を行っています。

【特例子会社設立に関する問い合わせ先】

福岡県福祉労働部労働局
新雇用開発課

Tel 092・643・3593



ご存知ですか？ 高次脳機能障害支援事業

県内4か所の支援拠点機関では、
相談支援コーディネーターが、本
人や家族、関係者からの相談に応
じています。

高次脳機能障害は、記憶・注意・遂行機能など、人が人らしく生きるうえで重要となる脳の機能が、事故などによる外傷性脳損傷や脳梗塞などの脳血管障害によって妨げられ、日常生活や社会生活を送ることが難しくなる障害です。

高次脳機能障害は外見からはわかりにくく、本人や家族は周囲の理解を得られずに大きな負担を抱えている場合も少なくありません。

高次脳機能障害のある方が安心して地域で暮らしていくためには、医療、行政、福祉、家族等の関係者が正しい知識をもつて支えていくことが必要です。

福岡県では、平成18年度より障害者自立支援法に基づく県が行う専門性の高い相談支援事業として、高次脳機能障害支援事業に取り組んでいます。

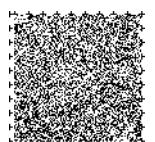
高次脳機能障害の主要症状

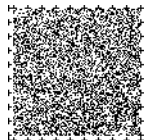
記憶障害 きおくしょうがい 新しいことが覚えられなくなったり、以前のことを思い出せなくなったりします。 日常生活では・・・ ● ついさっき自分がしたことを忘れしまう ● 昔のことを思い出せない ● 日付や自分のいる場所がわからない ● 約束をすくなく忘れてしまう ● 何度も同じ話を質問を繰り返す	遂行機能障害 すいこうきのうしょうがい 目標を決めて、計画を立てて実行し、その結果に基づいて行動を修正することが困難になります。 日常生活では・・・ ● 優先順位が決められない ● 自分で見通しを立てて行動することができない ● 何かするときに、どこから手をつけてよいかわからなくなる ● 行き当たりばったりの行動をとる ● ひとつひとつ指示されないとうつせない
注意障害 ちゅういしょうがい 物事に集中できなくなったり、気が散りやすくなったりします。 日常生活では・・・ ● いつもぼんやりしている ● ひとつのことを長く続けることができない ● 仕事をするとミスが多い ● いくつかのことを同時にやろうとすると混乱してしまう ● 何かひとつのことを始めると他のことに気がまわらない	社会的行動障害 しゃかいできこうどうしょうがい 感情や行動を自分で調節することが難しくなります。 日常生活では・・・ ● ばおっておかれると、自分からは何もしようとしにくい ● 急に泣き出したり、怒り出したりする ● 人の気持ちをうまく察することができない ● 気持ちが落ち込みがちでふさぎこむ ● ちょっとしたことにはひどくこだわる ● 思い通りにならないと興奮して、暴力をふるったりする

※高次脳機能障害は器質精神病として精神障害者保健福祉手帳の対象となります。さらに、原因疾患により運動麻痺などの身体機能障害を伴ったときには身体障害者手帳を別に取得し、2種類の障害者手帳をもつことが可能です。

県内の相談支援拠点機関 ※各支援拠点機関の相談支援コーディネーターあてにご連絡ください。

機関名	所在地	TEL	受付時間
福岡県身体障害者リハビリテーションセンター	古賀市千鳥3-1-1	専門相談ホットライン 092-944-2011	【専門相談ホットライン】 月曜日～金曜日 9:15～12:00、13:00～17:00
産業医科大学病院	北九州市八幡西区 医学生ヶ丘1-1	代表電話 093-603-1611 (内線3159・PHS7876)	月曜日～金曜日 9:00～17:00
久留米大学病院	久留米市旭町67	代表電話 0942-35-3311	月曜日～金曜日 9:00～17:00
福岡市立心身障がい福祉センター	福岡市中央区長浜 1-2-8	リハビリテーション係 092-721-1611	月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00





家族支援相談窓口のお知らせ

高次脳機能障害者の家族や高次脳機能障害者の支援に携わる人を対象に、毎月、家族支援相談会を開催しています。

- 日 時 月1回開催
- 場 所 福岡県身体障害者リハビリテーションセンター
または、クローバープラザ
(春日市原町3-1-7 JR春日駅前)
- ＊ 家族支援相談会の開催日時や場所につきましては、専門相談ホットラインまでお問い合わせください。また、下記ホームページでもご確認できます。
- ＊ 専門相談ホットラインで、家族支援相談会のご予約ができます。

☎ 専門相談
ホットライン **092 (944) 2011**
<http://www.fukuoka-rehacenter.or.jp>

専門相談ホットラインへ ご相談ください！

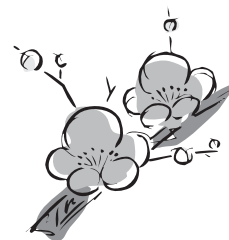
専門相談ホットラインでは、相談支援コーディネーター（社会福祉士）の他、必要に応じて臨床心理士・作業療法士・理学療法士等の専門スタッフが高次脳機能障害の当事者や家族の方からのご相談をお受けし、市町村や関係機関と連携しながら支援を行っています。

☎ 専用電話 **092 (944) 2011**

(福岡県身体障害者リハビリテーションセンター内)

午前 9:15～12:00 午後13:00～17:00

＊ 土・日曜日、祝日、年末年始の休日を除く毎日
＊ 受付時間以外の時間帯は、留守番電話で対応しています。



「ふくおか医療情報ネット」では、高次脳機能障害に力を入れている、高次脳機能障害に対する訓練を行っている医療機関を検索することができます。

【ホームページアドレス】

<http://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/qq/qq40gnmenuult.asp>

高次脳機能障害 支援実践セミナーが 開催されました

高次脳機能障害の認知度は、徐徐に高まっていますが、引き続き関係者や一般の方に対する理解・啓発に取り組むことが必要です。

また、本人や家族が身近な地域で相談できるよう、医療・行政・福祉関係従事者の知識の向上と連携を図ることも求められています。

このため、福岡県では、毎年春日市のクローバープラザにおいて、高次脳機能障害についての理解を深めるための講演会と、医療・行政・福祉関係従事者に対する研修会を開催しています。

今年度は、12月に帝京平成大学健康メデイカル学部臨床心理学科教授 中島恵子氏を講師に招き、「高次脳機能障害と脳のリハビリについて」をテーマとする講演会を開催しました。

また、1月と2月には、実践セミナー「行政関係者編」「医療・福祉等従事者編」を開催し

ました。

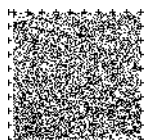
実践セミナーでは、高次脳機能障害の症状等の基礎的な説明とともに、支援拠点機関からの相談事例の報告等が行われました。

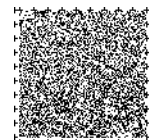
支援拠点機関へ寄せられる相談の多くは、年金、障害者手帳、訓練に関するものだそうです。

医療機関での入院は、急性期から回復期の180日までとなっており、入院中にご本人は、リハビリを受けながら退院後の生計・介護・社会復帰といった心配をしなければいけません。

実践セミナーでは、退院後に本人や家族が社会に取り残されることのないよう、医療・行政・福祉の間でスムーズな引き継ぎがなされる必要があることが伝えられました。

また、社会資源に関する情報提供の際には、昨年3月に県が作成した「高次脳機能障害社会資源名簿」の活用も紹介されました。





障害者の消費者 トラブル防止

福岡県消費生活センターによると、平成21年度に県内の消費生活センターに寄せられた認知症高齢者や知的障害者等、判断力が不十分な人からの相談件数は95件で、平成17年度の40件から約2.4倍となっています。

ここ数年は、インターネットでのワンクリック請求や、携帯電話へのメールによる架空請求、ネットオークションや通信販売による被害が増えているそうです。

障害者の消費者トラブルには、次のような傾向があり、トラブルを回避するためには、本人が気をつけるのはもちろんですが、家族や周囲の方が日頃から気にかけることも大切です。

今号では、家族や周囲の方の気づきのポイントと、対応例を紹介します。

【消費者トラブルの傾向】

- ①消費生活における判断に必要な情報が不十分だったり、相談の際に特別な支援を必要とするため未然防止・問題解決が難しい。
- ②消費生活における判断に支援が必要な場合、だまされていることに気づきにくい。
- ③全般に、被害にあっても抱えこんでしまい周囲に相談しない。

気づきのポイント

消費者トラブルにあっている場合、本人の様子に変化があらわれることがあります。

気づきのポイント

- セールスマンから連絡が入り、電話口で困っている様子を見せる。
- 恋人ができるなど生活に変化が生じ、隠し事が増える。

- 見慣れない段ボールや商品が部屋に置かれている。
- 訪問者や電話に対し、そわそわしている。
- 急に節約をはじめめる。
- なかなか言い出せずに困っている様子がある。
- 突然、本人宛の郵便物が増える。

被害にあっていることに気づいたら

被害にあっていることに気づいたら、早急に最寄の消費生活センターへ相談することが大切です。相談する際は、本人の意思を尊重し、本人が相談を望む場合は、消費生活相談を勧めましょう。本人が相談することが一番ですが、家族・支援者の方が付き添うこともできます。

もし本人が相談を望まない場合は、家族や関係機関などで経過を見守るとともに、消費者被害のロールプレイングを行う等、問題解決と再発の防止に努めましょう。

(次頁にトラブル対応のフローチャートを例示しますので、参考にしてください。)

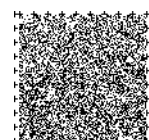
なお、消費生活センターに相談する際は、次のような項目について事前にメモをしておくとう便利です。

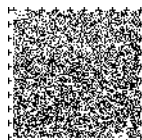
※消費生活センターは、地域によつて「消費生活相談窓口」「消費生活相談コーナー」等、名称が異なります。

相談便利メモ

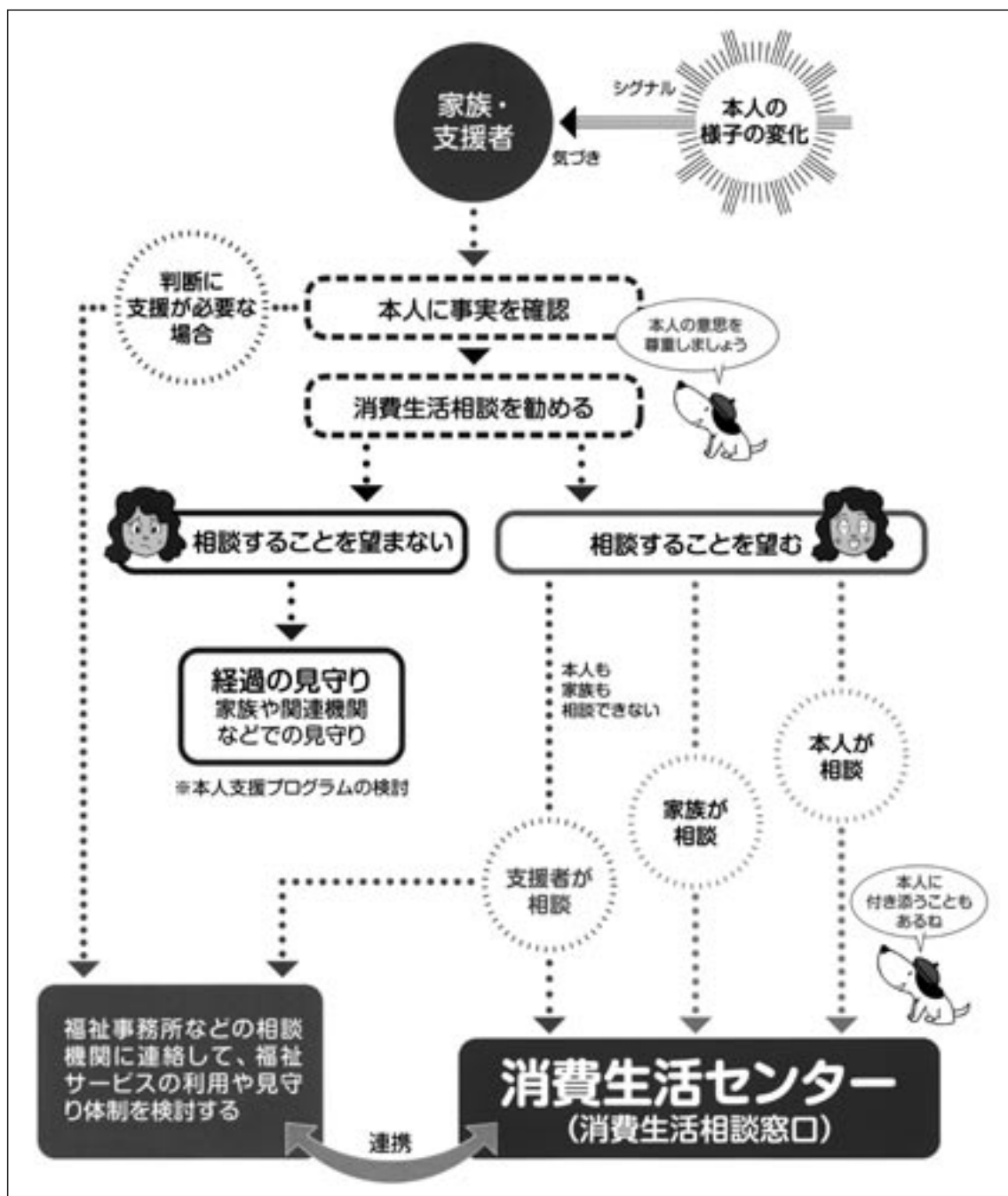
- 契約をした時期
- 契約したもの
- 契約金額
- 購入先
- 勧誘方法(訪問販売等)

※業者が発行した契約書、領収書、メモなどがあれば、用意しましょう。





【トラブル対応のフローチャート】対応例



これから被害にあわないために

消費者トラブルを防ぐためには、
 どのような場合に被害にあうのか、被害に
 あいそうになったらどう対応すればよいのか等、勉強会を開くのも有効的です。

福岡県消費生活センターでは、市町村役場や消費者団体などの消費者教育活動を支援するため、消費者教育ビデオ・DVDやパネルなどの貸出を行っています。

詳細は、同センターホームページをご覧ください。

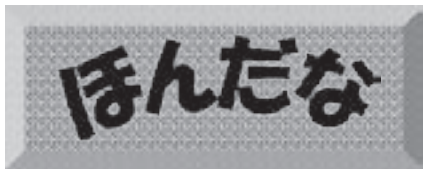
【問い合わせ先】

福岡県消費生活センター

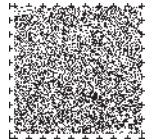
Tel 092-632-0999

月～金 9時～16時30分

日 10時～16時



福祉情報センターでは、福祉に関する
図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。



- 利用時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日・第4月曜日は除く)
- 貸出 図書・ビデオ 合計10点まで
※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。
※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています。(送料実費負担)
- 貸出期間 2週間以内
- お問合せ先 福祉情報センター 〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
☎ 092-584-3330 FAX 092-584-3319

「知的障害者の就労に関する雇用者の 問題意識の構造」

石山貴章 著
出版：風間書房



障害者を雇用している現場の雇用者は、障害者雇用の問題をどのように捉えているのか。実際に雇用している事業所への調査を基に、雇用者側から見た障害者就労に対する積極的意味および雇用の「問題意識」の構造を明らかにする。

「アスペルガー症候群の人の仕事観 障害特性を生かした就労支援」

サラ・ヘンドリックス著 梅永雄二 監訳
出版：明石書店



アスペルガー症候群の人たちは仕事に対してどんなイメージを持ち、どのような働き方を望んでいるのか。アスペルガー症候群をはじめとする自閉症スペクトラムの人に対する理解と、適切な就労支援のための知識を解説する。

「概説障害者権利条約」

松井亮輔・川島聡 編
出版：法律文化社



障害者権利条約の内容と日本の課題を、障害者権利条約の基礎、権利義務の構造、自立生活、教育、国際協力など、さまざまな論点から多角的に明らかにする。

「子どもの発達障害・適応障害とメンタルヘルス」

安藤美華代 著
出版：ミネルヴァ書房



困難を抱えている子どもたちを学校でどのように理解し、支援することができるのか？ 発達障害・適応障害を医学的・心理学的視点から解説するとともに、教員やスクールカウンセラーによる実践事例を紹介する。

